

## 【都市計画法に基づく公聴会等に関する規則】

### （趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条1項の規定に基づき、県が開催する公聴会の開催手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （公聴会の開催）

第2条 公聴会は、次に掲げる場合を除き、都市計画区域ごとに開催するものとする。

- 1 都市計画の案が名称の変更その他軽易な変更であつて住民の利害に関係がないと認められるとき。
- 2 公聴会に代わるものとして、住民の意見を反映させるための説明会等が開催されているとき。
- 3 大規模災害等により緊急に都市計画の案を作成する必要があるとき。
- 4 前3号に掲げるもののほか、知事が公聴会の開催の必要がないと認めるとき。

### （開催の公告）

第3条 知事は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の4週間前までに、その目的、場所及び作成しようとする都市計画の案の概要並びに次条の規定による書面の提出の方法及びその提出期間を大分県報に登載して公告するものとする。

### （意見を述べようとする者の申出）

第4条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、知事の定める期日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名及び職業を記載した書面を知事に提出しなければならない。

### （公述人）

第5条 前条の規定により書面を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、書面に記載された意見の内容が当該案件に関係がない場合は、この限りでない。

- 2 前条本文の場合において、同種の趣旨の意見を有する者が多数あつて、知事が必要と認めるときは、意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数及び公述時間を制限することができる。
- 3 知事は、第一項ただし書きの規定に該当する者があるとき、又は前項の規定による公述人を制限したときは、その旨を本人に通知するものとする。

### （公聴会の議長）

第6条 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する。

### （公述人の発言）

第7条 公述人は、議長の許可を受けて発言しなければならない。

- 2 公述人の発言は、案件の範囲及び提出した意見書の内容の範囲をこえてはならない。
- 3 議長は、公述人の発言が前項の範囲をこえたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 4 議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人の発言の時間を定め、又は、公述人の発言の順序を定めることができる。

### （発言）

第8条 公聴会においては、何人も議長の指示に従い、又は議長の許可を得て発言しなければならない。

### （傍聴人の入場制限）

第9条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

### （公聴会の秩序の維持）

第10条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をする者を退場させることができる。

**（記録の作成）**

第 11 条 知事は、公聴会の記録を作成し、保管しなければならない。

2 前項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- 1 都市計画の種類
- 2 案件の内容
- 3 公聴会の日時及び場所
- 4 出席した公述人の氏名、住所及び職業
- 5 公述人が述べた意見の要旨
- 6 その他公聴会の経過に関する事項

附 則

この規則は公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年規則第 9 号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年規則第 72 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

## 【都市計画法に基づく公聴会開催要領（大分県決定）】

### （趣旨）

第1条 大分県知事（以下「知事」という。）が開催する都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定に基づく公聴会は、大分県都市計画公聴会規則（昭和44年大分県規則第57号。以下「規則」という。）に定められるもののほか、この要領により実施する。

### （開催地域の単位）

第2条 公聴会は、都市計画区域を単位として開催する。

### （開催の公告）

第3条 公聴会を開催しようとするときは、県報、市報、県政記者クラブ、大分県庁ホームページにて、規則第3条の規定により開催の公告、通知を行うものとする。

### （出席の申込）

第4条 規則第4条の規定により、意見を申出ようとする者（以下「申出者」という。）は、規則第3条により、公聴会開催日（開催当日は除く）の2週間前までに公述申出書（様式1。以下「申出書」という。）を知事に、持参、郵送又は宅配等により提出しなければならない。

2 申出期限後に提出された申出書は、これを受理しない。ただし、郵便消印又は宅配便業者の配達物回収記録等により申出期限内の発送が確認できたものについては、これを受理する。ファクシミリ、E-mail又は直渡しにより提出された申出書については、申出期限内に土木建築部都市・まちづくり推進課都市計画班に到着したものに限り、これを受理する。また、市町村に届出られた申出書の取扱いについても同様とする。

3 前項の規定により不受理となった申出者については、知事は、申出不受理書（様式2）により、その旨通知するものとする。

### （開催の中止）

第5条 知事は、前条の規定による申出がない場合、速やかに公聴会の開催を中止する旨、公聴会の開催中止通知（様式3）により、関係市町へ通知するものとする。

2 公述人全員が公聴会開始時刻から30分経過しても受付を行わなかった場合は、議長の宣言により中止を決定する。この場合においては、会場に中止した旨掲示する。

3 知事は、公聴会を中止した際、公聴会当日に公聴会会場で、公述人及び傍聴人等により都市計画の案の説明を求める要請があった場合は、関係市町及び都市計画の案の作成者に対し、必要に応じ説明会を開催する旨依頼する。

### （公述人の選定等）

第6条 知事は、申出期限までに申出書を提出したものの中から、規則第5条第1項の公述人を決定する。この場合において、知事は、規則第5条第2項規定により公述人の数を制限するときは、申出書における公述要旨の重複状況を勘案して、選定することとする。

2 規則第5条第3項による申出者への通知は、公述人選定通知及び非選定通知（様式4）により行う。

### （公述時間の制限の基準等）

第7条 規則第5条第2項の規定によりあらかじめ公述時間を制限する場合は、一人あたり10分を目安とする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 公述人が、前条第2項の公述人決定通知に記載された集合時間を30分経過しても受付が行われない場合、議長は公述を認めないものとする。

### （公聴会の構成）

第8条 公聴会は、下記により構成する。

- 一 開会の宣言
- 二 当該都市計画案に対する公述人の意見公述
- 三 閉会の宣言

2 議長は、公述人から申出があったときは、公聴会の円滑な運営上支障がなく、かつ必要と認める範囲で、前項第2号の意見公述の後、公述人と担当者又は立会市町職員との間で質疑応答を行わせることができる。

### （関係市町の立会等）

第9条 知事は、公聴会立会要請書（様式5）により、関係市町の職員の公聴会への立会いを求めることができる。

### （議長の指名）

第10条 規則第6条に定める公聴会の議長として知事の指名する県の職員は、土木建築部職員の中から公聴会開催の対象となる都市計画の案を考慮して個別に定める。

### （傍聴）

第11条 公聴会は、傍聴を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められ、議長が傍聴を認めないことを決定した場合は、この限りでない。

- 一 公述内容が、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第7条各号に規定する非開示情報を含み、公開により個人の権利の侵害、その他支障を生ずるおそれがあるとき。
- 二 公開により公正かつ円滑な審議が阻害され、その他不測の事態が発生するおそれがあるとき。

2 傍聴席は、報道関係者席と一般席に分ける。

3 一般席に入る傍聴人は、傍聴券を所持していなければならない。

4 報道関係者席に入る傍聴人は、大分県都市計画公聴会規則第6条に定める議長（以下「議長」という。）又は議長の委任を受けた職員の許可を受けなければならない。

5 第3項の傍聴券は、あらかじめ議長が定めた傍聴定員に達するまで、公聴会の当日に交付する。この場合において、交付は先着順とする。ただし、議長が必要と認めるときは、抽選の方法によることができる。

6 傍聴券の交付を受けようとする者は、受付に準備した公聴会傍聴受付簿（様式8）に住所、氏名等を記入し、提出しなければならない。

7 傍聴券申込みの受付開始時間は、公聴会の開始時刻の1時間前とする。

8 第5項の規定にかかわらず、次の者には傍聴券を交付しない。

- 一 酩酊者その他心神こう弱の状態にあると認められる者
- 二 凶器その他危険物を携帯した者
- 三 示威、又はけん騒にわたる行為をしている者

9 本条に定めるもののほか、公聴会の傍聴に関して必要な事項は、知事が別に定める。

### （秩序の維持）

第12条 公聴会の出席者は、次の事項を遵守するほか、議長の指示に従わなければならない。

- 一 公聴会開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- 二 はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 三 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 四 その他会場の秩序を乱し、公聴会の支障となる行為をしないこと。

2 議長は、公聴会の秩序維持のため、規則第10条に定める方法のほか、公聴会出席者心得（様式6）の掲示その他の方法により、出席者の協力を求めるものとする。

（担当者及び準備等）

第13条 公聴会の開催に際して必要な準備を行う担当者は、議長が別に指名する県の職員とする。

2 第10条の規定は、前項の職員の指名について準用する。

3 第1項の準備を除き、公聴会の開催に関する庶務は、土木建築部都市・まちづくり推進課都市計画班において処理する。

（記録）

第14条 規則第11条第2項に定める記録は、公聴会開催記録書（様式7、以下、「記録書」という。）により作成するものとする。

2 知事は、前項の記録書の写しを関係市町長に送付するものとする。

3 知事は、公聴会を実施した都市計画案を大分県都市計画審議会に付議するときは、第1項の記録書を、当該都市計画案とともに同審議会に提出するものとする。なお、その提出にあたっては、個人情報保護のために必要な措置を講じるものとする。

（雑則）

第15条 この要領に定めるもののほか、公聴会の開催について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、平成18年6月20日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年3月31日から施行する。

公 聴 会 公 述 申 出 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事   〇   〇   〇   〇   殿

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_

令和〇〇年〇月〇日大分県報に登載された〇〇都市計画〇〇〇の案の公聴会について、  
次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

※下に「公聴会場で述べようとする意見の要旨及びその理由」を簡素に記入して下さい。

日本工業規格A4用紙1枚以内で別紙として添付しても構いません。

なお、文書は楷書で横書きとして下さい。

(意見の要旨及びその理由)

(公印省略)

(様式2)

都 第〇〇〇〇〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

様

大分県知事   〇   〇   〇   〇

公述申出書の不受理について（通知）

都市計画行政の推進には日頃からご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）案についての公述申出書は、

（期限後到着を確認して理由を記載。例：消印、ファックス受信記録等の明示）

からみまして、申出期限である平成〇〇年〇〇月〇〇日以降に発信されたことが確認されます。  
このため、公述の申出を不受理としましたので、その旨をお知らせします。

担当：土木建築部都市・まちづくり推進課  
都市計画班   〇〇

TEL：097-506-4659

FAX：097-506-1778

(公印省略)

(様式3)

都 第〇〇〇〇〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

様

大分県知事 〇 〇 〇 〇

公聴会の中止について（通知）

都市計画行政の推進には日頃からご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、このたび〇〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）案について、都市計画法（昭和43年法律第10号）第16条の規定に基づく公聴会を下記により開催を予定しておりましたが、公述申出日までに公述の申出がなされませんでしたので中止します。

なお、公聴会開催予定当日に都市計画案の説明を求める住民が多数傍聴に訪れる等、広く都市計画案の周知が必要であると判断される場合は、今後貴市（町）が都市計画行政を推進する上でも重要と思われますので、貴職による説明会の開催を行う等、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願いします。

記

1 日時

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分開催（今回公聴会は中止）

2 会場

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（住所：〇〇〇〇〇〇〇〇）

担当：土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画班 〇〇

TEL：097-506-4659

FAX：097-506-1778

(公印省略)

(様式4-1)

都 第〇〇〇〇〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

様

大分県知事 〇 〇 〇 〇

公聴会の公述人とししないことの決定について（通知）

都市計画行政の推進には日頃からご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）案に対する公聴会の公述申出書に記載されました〇〇様のご意見は、当該案件との関連性に欠けるため、都市計画法に基づく公聴会の開催手続き等に関する規則第5条第1項ただし書きの規定により、本公聴会におきましては〇〇様を公述人とししない旨決定しましたのでお知らせします。

(公印省略)

(様式4-3)

都 第〇〇〇〇〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

様

大分県知事 〇 〇 〇 〇

公聴会の公述人とししないことの決定について（通知）

都市計画行政の推進には日頃からご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）案に対する公聴会の公述申出につきましては、〇〇様と同種の趣旨のご意見が多数寄せられたため、都市計画法に基づく公聴会の開催手続き等に関する規則第5条第2項により、本公聴会におきましては〇〇様を公述人とししない旨決定しましたのでお知らせします。

(様式 4-2)

様

大分県知事    ○    ○    ○    ○

公聴会の公述人の決定について（通知）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出されました〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）案にかかる公聴会において、〇〇様を公述人と決定しましたので、下記によりご出席をお願いします。

## 記

- 1 公聴会の日時 令和〇〇年〇〇年〇〇日（〇） 〇〇時〇〇分開催
- 2 公聴会の場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
（住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 3 公述の順番 番
- 4 集合時間 〇時△分
- 5 次のことに御注意ください。
- （１） 公述時間は１０分以内でお願いします。
- （２） 代理人又は文書による公述は、議長が特に認める場合を除き、原則としてできません。
- （３） 当日は、必ず上記の指定時刻までに来場され、本状を受け付けに提示してください。３０分以上遅刻された場合は、公述は認められません。
- （４） 公述人の発言は、対象となる都市計画の案の範囲を超えることはできません。
- （５） その他議長の指示に従って下さい。
- （６） 公聴会に出席できないときの連絡その他お問い合わせは、下記までお願いします。

担当：土木建築部都市・まちづくり推進課  
都市計画班 ○○  
TEL：097-506-4659  
FAX：097-506-1778

(公印省略)

(様式5)

都 第〇〇〇〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町)長 殿

大分県知事 〇 〇 〇 〇

公聴会への立会等について(依頼)

都市計画行政の推進につきまして、日頃からご理解とご協力をいただき、お礼を申し上げます。

さて、このたび〇〇〇都市計画〇〇〇の決定(変更)案について、下記のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定に基づく公聴会を開催することといたしました。公聴会における住民意見の聴取等は、今後貴市(町)の都市計画行政を推進するうえでも重要と思われますので、貴市(町)の立会いをお願いいたします。

また、同公聴会の円滑な運営につきまして、特段のご配慮を賜りますよう、よろしく申し上げます。

記

1 日時

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時〇〇分開催

2 会場

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(住所: 〇〇〇〇〇〇〇〇)

## 公 聴 会 傍 聴 受 付 簿

日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時開会  
場 所 大分県〇〇市（町）〇〇 〇〇会館〇〇大ホール  
公述内容 〇〇都市計画〇〇〇の決定（変更）について

| No  | 氏 名 | 住 所 | 年 齢 | 交付の有無 |
|-----|-----|-----|-----|-------|
| 1   |     |     |     |       |
| 2   |     |     |     |       |
| 3   |     |     |     |       |
| 4   |     |     |     |       |
| 5   |     |     |     |       |
| 6   |     |     |     |       |
| 7   |     |     |     |       |
| 8   |     |     |     |       |
| 9   |     |     |     |       |
| 1 0 |     |     |     |       |
| 1 1 |     |     |     |       |
| 1 2 |     |     |     |       |
| 1 3 |     |     |     |       |
| 1 4 |     |     |     |       |
| 1 5 |     |     |     |       |

# 公 聴 会 出 席 者 心 得

- 1 この公聴会は、みなさんの意見をお聞きして都市計画を定める参考にするために実施するものです。
- 2 会場では、次の事項についてご協力願います。
  - ① 公聴会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
  - ② 飲食又は喫煙をしないでください。
  - ③ はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる示威的行為をしないでください。
  - ④ 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りではありません。
  - ⑤ その他会場の秩序を乱し、公聴会の支障となる行為をしないでください。
- 3 公述を妨げたり、会場の秩序を乱した場合、会場から退出していただくことがあります。
- 4 その他、議長の指示に従ってください。

公 聴 会 開 催 記 録 書

|                               |                                          |                                                                                                      |  |
|-------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 対象となる都市計画案の種類<br>(規則第11条第1号)  | 〇〇都市計画〇〇の決定(変更)                          | 公述人が述べた意見の要旨<br>(規則第11条第5号)                                                                          |  |
| 対象となる都市計画の案の内容<br>(規則第11条第2号) | (案の内容)                                   |                                                                                                      |  |
| 開催日時<br>(規則第11条第3号)           | 令和〇年〇月〇日(〇) △:△△~△:△△                    |                                                                                                      |  |
| 開催場所<br>(規則第11条第3号)           |                                          |                                                                                                      |  |
| 出席者(県)                        | (議長等) 土木建築部都市・まちづくり推進課長<br>(その他) 都市計画班総括 |                                                                                                      |  |
| 立会人(市(町))                     | (立会人) 〇課長<br>(その他) 〇係長                   |                                                                                                      |  |
| 公述申出数                         | 〇人                                       |                                                                                                      |  |
| 公述者数及び公述者氏名<br>(規則第11条第4号)    |                                          |                                                                                                      |  |
| 公聴会の経過に関する事項<br>(規則第11条第6号)   |                                          |                                                                                                      |  |
| 備考                            |                                          | 以上の内容に相違ないと認めます。<br><br>令和    年    月    日<br>(公聴会議長)                      職名                      氏名 |  |